

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十五号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第二百二十六号金額の欄イの知事が別に定める建築物を次のように定め、公布の日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第二百二十六号金額の欄イの知事が別に定める建築物は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第四条第三項第二号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物とする。